

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
高岡市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
高岡市長
公表日
令和7年8月13日

[令和7年5月 様式3]

## 項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。))を都道府県と共同して構築している。</p> <p>本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ※申請・届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能により受領する。</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、事務の一部を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③対象人数	<p>〔 10万人以上30万人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)
②システムの機能	<p>1 住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に住民情報を記載する。</p> <p>2 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳の記載事項に変更があった場合に記載内容を修正する。</p> <p>3 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民情報を消除する。</p> <p>4 住民基本台帳の照会 住民基本台帳より該当する住民に関する情報を照会する。</p> <p>5 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する。</p> <p>6 住民基本台帳の統計機能 異勤及び人口統計用の集計表の作成。</p> <p>7 住基ネットとの連携機能 機構、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステムを通じ連携する。</p> <p>8 出入国在留管理庁との連携機能 外国人住民票の記載及び修正に応じて出入国在留管理庁通知を取り込み、市町村通知を作成する。</p> <p>9 戸籍総合システムとの連携 住民票の記載等に応じ、戸籍総合システムへの附票情報等を連携する。</p> <p>10 宛名管理システムとの連携 住民基本台帳への異動発生時、宛名管理システムへ異動情報を提供する。</p> <p>11 符号要求 処理番号の要求・受信を中間サーバー経由で行い、符号要求データを既存住基システムに送信する。</p> <p>12 証明書コンビニ交付システムとの連携 住民票等の各種証明書に記載する情報を、データセンターに設置する証明書コンビニ交付システムと連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 宛名システム等 [ <input checked="" type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 戸籍システム、出入国在留管理庁連携システム、証明書コンビニ交付システム、申請管理システム )</p>
システム2~5	
システム2	

①システムの名称	住基ネットCS部分
②システムの機能	<p>1 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。</p> <p>2 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定されている場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)。</p> <p>4 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>5 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>7 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>中間サーバは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存住基システム、宛名システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。(※)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。</p> <p>1 符号管理機能 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>

システム4	
①システムの名称	統合宛名連携システム
②システムの機能	<p>1. <b>宛名管理機能</b> 個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。 統合宛名情報の検索・参照・更新を行う。</p> <p>2. <b>情報提供機能</b>(業務情報を中間サーバーに提供するための機能) 各業務情報を一括データで中間サーバーに連携する。 各業務の異動情報を中間サーバーに連携する。</p> <p>3. <b>情報照会機能</b>(他機関へ問合せをするための機能)</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 中間サーバー )</p>
システム5	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	<p>1. <b>宛名基本管理機能</b> 税関係(法人、共有者含む)、国民健康保険、国民年金、福祉等の住民登録者及び住民登録外者の宛名を一括管理する。</p> <p>2. <b>宛名送付先管理機能</b> 各システムで出力する送付物に対する送付先宛名を管理する。送付先は使用する業務別に設定する。</p> <p>3. <b>納税関係者管理機能</b> 固定資産税、個人市民税、軽自動車税の納税義務者に対する納税管理人を管理する。また、相続代表人の管理も行う。</p> <p>4. <b>送達不能管理機能</b> 送達不能の管理を行う。</p> <p>5. <b>関連宛名管理機能</b> 再転入等による同一人の管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム6~10	
システム6	
①システムの名称	ダウンリカバリーシステム
②システムの機能	<p>1. <b>ダウンリカバーデータベースの更新</b> 障害・保守メンテナンス、休日・時間外等で既存住基システムが利用できない場合に備え、ダウンリカバリーシステムのデータベースを更新(同期)する。</p> <p>2. <b>住民票の写し及び印鑑証明書の交付機能</b> 既存住基システムが利用できない場合に、代替機として、発行業務を代行する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム7	
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム
②システムの機能	<p>1. 既存システム連携機能 住民基本台帳システムから証明書情報を連携する。</p> <p>2. コンビニ交付機能 証明書交付センターからの証明書発行要求に応答して、証明書の自動交付を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 証明書交付センター、印鑑システム )</p>
システム8	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<p>1. 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</p> <p>2. 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は、機能を地方公共団体に公開する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 申請管理システム )</p>
システム9	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	<p>1. 申請データの取り込み サービス検索・電子申請機能で受け付けた電子申請データを取り込む機能</p> <p>2. 既存住民基本台帳システムへの連携 取り込んだ電子申請データを既存住民基本台帳システムへ連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( サービス検索・電子申請機能 )</p>
システム11~15	
システム16~20	

### 3. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル
- (2)本人確認情報ファイル
- (3)送付先情報ファイル
- (4)証明書発行情報ファイル

### 4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)  
(平成25年5月31日法律第27号)
  - ・第7条(指定及び通知)
  - ・第16条(本人確認の措置)
  - ・第17条(個人番号カードの交付等)
2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)
  - ・第5条(住民基本台帳の備付け)
  - ・第6条(住民基本台帳の作成)
  - ・第7条(住民票の記載事項)
  - ・第8条(住民票の記載等)
  - ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)
  - ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)
  - ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
  - ・第22条(転入届)
  - ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)
  - ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
  - ・第30条の10  
(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
  - ・第30条の12  
(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

### 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無

[ 実施する ]

＜選択肢＞

- 1) 実施する
- 2) 実施しない
- 3) 未定

②法令上の根拠

- ・番号法第19条第8項(特定個人情報の提供の制限)
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令

(情報提供の根拠)

同命令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項

(情報照会の根拠)

なし

(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)

### 6. 評価実施機関における担当部署

①部署

生活環境文化部 市民課

②所属長の役職名

市民課長

### 7. 他の評価実施機関

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[ <input type="checkbox"/> 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 選挙関係情報 )</li> </ul> </li> </ul>
その妥当性	住基法第7条(住民票の記載事項)の規定により住民票に記載すべきものとなっている。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月
⑥事務担当部署	生活環境文化部市民課、伏木支所、戸出支所、中田支所、福岡支所

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <span style="color: red;">※</span>		<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構、出入国在留管理庁 ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市区町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) 								
②入手方法		<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住基ネット、サービス検索・電子申請機能 ) 								
③使用目的 <span style="color: red;">※</span>		住基法に基づき住民基本台帳へ記載し、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うとともに、各種行政サービスを正確に継続して提供するため。								
④使用の主体	使用部署	生活環境文化部市民課、伏木支所、戸出支所、中田支所、福岡支所								
	使用者数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">[ 50人以上100人未満 ]</td> <td style="width: 30%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 50人以上100人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[ 50人以上100人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、当該情報を元に既存住基システムの住民基本台帳を更新し、本人確認情報ファイルを本市CSに送信する。</li> <li>・住民から申請又は届出があった場合、申請書又は届出書の記載内容と登録された住民基本台帳情報を照合する。</li> <li>・住民からの申請に基づき証明書(住民票等)を作成する。</li> <li>・住民等が住民票を閲覧するための台帳を作成する。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能を通じて申請された電子申請データの受理、審査等</li> </ul>								
情報の突合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口業務においては、個人番号カード、その他本人確認書類で突合を行う。</li> <li>・住民基本台帳ファイル更新時は、変更後の情報を内部番号(識別番号)をもとに突合を行う。</li> <li>・個人番号を新たに生成する場合は、個人番号の生成元である住民票コードをもとに突合を行う。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データについては、既存住基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報をもとに突合を行う。</li> </ul>								
⑥使用開始日		平成27年10月5日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 <b>※</b>	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> ( <input type="checkbox"/> 件 ) <span style="margin-left: 20px;">&lt;選択肢&gt;</span> 1) 委託する      2) 委託しない		
委託事項1	自治体クラウド(住民記録システム含)のサービス利用		
①委託内容	既存住民基本台帳システム等の運用に関する保守業務委託 委託する業務については、個人情報を適正に取り扱い、情報セキュリティポリシーを厳守することとしている。		
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <span style="margin-left: 20px;">&lt;選択肢&gt;</span> 1) 10人未満      2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満      4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満      6) 1,000人以上		
③委託先名	株式会社インテック		
再委託	④再委託の有無 <b>※</b>	<input type="checkbox"/> 再委託しない <span style="margin-left: 20px;">&lt;選択肢&gt;</span> 1) 再委託する      2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2~5			
委託事項2	証明書コンビニ交付システムのサービス利用		
①委託内容	証明書コンビニ交付システムの開発・保守・運用業務		
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <span style="margin-left: 20px;">&lt;選択肢&gt;</span> 3) 50人以上100人未満      4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満      6) 1,000人以上		
③委託先名	株式会社インテック		
再委託	④再委託の有無 <b>※</b>	<input type="checkbox"/> 再委託しない <span style="margin-left: 20px;">&lt;選択肢&gt;</span>	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6~10			
委託事項11~15			
委託事項16~20			

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 58 ) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている ( 33 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない			
提供先1	・番号法第19条第8項(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第1欄に掲げる者(別紙1参照)			
①法令上の根拠	・番号法第19条第8項(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令			
②提供先における用途	・番号法第19条第8項(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第2欄に掲げる事務			
③提供する情報	・番号法第19条第8項(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に規定する住民票関係情報			
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;"> <input type="checkbox"/> 1万人未満             <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満         </div> <div style="flex: 1;">           2) 1万人以上10万人未満                       3) 10万人以上100万人未満                       4) 100万人以上1,000万人未満                       5) 1,000万人以上         </div> </div>			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。			
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;"> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム             <input type="checkbox"/> 電子メール             <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ             <input type="checkbox"/> その他 ( )         </div> <div style="flex: 1;"> <input type="checkbox"/> 専用線             <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)             <input type="checkbox"/> 紙         </div> </div>			
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度			
提供先2~5				
提供先6~10				
提供先11~15				
提供先16~20				
移転先1	番号法第9条第1項及び同法別表の第1欄に掲げる者(別紙2参照)			
①法令上の根拠	番号法第9条第1号及び同法別表			
②移転先における用途	番号法第9条第1号及び同法別表の第2欄に掲げる事務			
③移転する情報	住民票関係情報			
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;"> <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満         </div> <div style="flex: 1;">           1) 1万人未満                       2) 1万人以上10万人未満                       3) 10万人以上100万人未満                       4) 100万人以上1,000万人未満                       5) 1,000万人以上         </div> </div>			
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。			
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;"> <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム             <input type="checkbox"/> 電子メール             <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ             <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 既存住基システム )         </div> <div style="flex: 1;"> <input type="checkbox"/> 専用線             <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)             <input type="checkbox"/> 紙         </div> </div>			
⑦時期・頻度	住民異動が生じる都度			

移転先2~5

移転先6~10

移転先11~15

移転先16~20

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 **※**

〈既存住基システムにおける措置〉

①保管場所

株式会社インテック富山データセンターで保管している。厳格な入退室管理を行っているほか、サーバーで作業を行う際は、作業申請にて許可された者以外は操作できない。

〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉

①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。

・日本国内でデータを保管している。

②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

## 7. 備考

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 <b>※</b>	<p>[ システム用ファイル ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</p>
②対象となる本人の数	<p>[ 10万人以上100万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民をいう。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、消除者を含む。
④記録される項目	<p>[ 10項目以上50項目未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上</p>
主な記録項目 <b>※</b>	<p>・識別情報  <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号      [ ] 個人番号対応符号      [ ] その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報  <input checked="" type="checkbox"/> 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)      [ ] 連絡先(電話番号等)</p> <p>・その他住民票関係情報  <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>・業務関係情報  [ ] 国税関係情報      [ ] 地方税関係情報      [ ] 健康・医療関係情報  [ ] 医療保険関係情報      [ ] 児童福祉・子育て関係情報      [ ] 障害者福祉関係情報  [ ] 生活保護・社会福祉関係情報      [ ] 介護・高齢者福祉関係情報  [ ] 雇用・労働関係情報      [ ] 年金関係情報      [ ] 学校・教育関係情報  [ ] 災害関係情報  <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報 )</p>
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報:住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月
⑥事務担当部署	生活環境文化部市民課、伏木支所、戸出支所、中田支所、福岡支所

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <span style="color: red;">※</span>	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 自部署 ) ( )
	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 既存住基システム ) ( )
	③使用目的 <span style="color: red;">※</span> 住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
	④使用の主体 使用部署 生活環境文化部市民課、伏木支所、戸出支所、中田支所、福岡支所
	使用者数 <選択肢> [ 50人以上100人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合は、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→本市CS)、受領した情報をもとに本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(本市CS→都道府県サーバ)。</li> <li>・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→本市CS)。</li> <li>・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。</li> <li>・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(本市CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。</li> </ul>
	情報の突合 ・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日	平成27年7月1日

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	[ 委託する ] <選択肢> ( 1 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	住民基本台帳ネットワークシステム運転支援及び保守業務	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステムの運転スケジュール管理及びCSの保守運用 委託する業務については、個人情報を適正に取り扱い、情報セキュリティポリシーを厳守することとしている。	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社インテック	
再委託	④再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2~5		
委託事項6~10		
委託事項11~15		
委託事項16~20		

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 2 ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない			
提供先1	都道府県			
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)			
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。			
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日			
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。			
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住基ネット )			
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度			
<b>提供先2~5</b>				
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構			
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)			
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。			
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日			
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。			
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住基ネット )			
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)。			
<b>提供先6~10</b>				
<b>提供先11~15</b>				
<b>提供先16~20</b>				
移転先1				

①法令上の根拠										
②移転先における用途										
③移転する情報										
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[ ] &lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>									
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲										
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ ] その他 ( )</p>									
⑦時期・頻度										
<b>移転先2~5</b>										
<b>移転先6~10</b>										
<b>移転先11~15</b>										
<b>移転先16~20</b>										

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### ①保管場所

セキュリティカードによる入退室管理を行っているサーバ室内に保管している。サーバ室の入室は管理者の許可がなければ入室不可である。  
サーバのログインには、ID／パスワードによる認証及び生体認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。

## 7. 備考

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 <b>※</b>	<p>[ システム用ファイル ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</p>
②対象となる本人の数	<p>[ 10万人以上100万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民をいう。)
④記録される項目	<p>[ 50項目以上100項目未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上</p>
主な記録項目 <b>※</b>	<p>・識別情報  <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号      [ ] 個人番号対応符号      [ ] その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報  <input checked="" type="checkbox"/> 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)      [ ] 連絡先(電話番号等)</p> <p>・その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報  [ ] 国税関係情報      [ ] 地方税関係情報      [ ] 健康・医療関係情報  [ ] 医療保険関係情報      [ ] 児童福祉・子育て関係情報      [ ] 障害者福祉関係情報  [ ] 生活保護・社会福祉関係情報      [ ] 介護・高齢者福祉関係情報  [ ] 雇用・労働関係情報      [ ] 年金関係情報      [ ] 学校・教育関係情報  [ ] 災害関係情報  <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報 )</p>
その妥当性	<p>個人番号、4情報、その他住民票関係情報  ・個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。</p> <p>その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)  ・機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	生活環境文化部市民課、伏木支所、戸出支所、中田支所、福岡支所

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <span style="color: red;">※</span>		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人						
		<input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署	( )					
		<input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等	( )					
		<input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人	( )					
		<input type="checkbox"/> 民間事業者	( )					
		<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 自部署 )	( )					
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ				
		<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 専用線	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム				
		<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム						
		<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 既存住基システム )	( )					
③使用目的 <span style="color: red;">※</span>		法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書の送付先情報を提供するため。						
④使用の主体	使用部署	生活環境文化部市民課、伏木支所、戸出支所、中田支所、福岡支所						
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上					
⑤使用方法		既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。						
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認する)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。						
⑥使用開始日		平成27年10月5日						

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 <b>※</b>	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> ( <input type="checkbox"/> 1 ) 件 <div style="text-align: right; margin-top: -20px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 委託する    2) 委託しない         </div>		
委託事項1	住民基本台帳ネットワークシステム運転支援及び保守業務		
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステムの運転スケジュール管理及びCSの保守運用 委託する業務については、個人情報を適正に取り扱い、情報セキュリティポリシーを厳守することとしている。		
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満    4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上		
③委託先名	株式会社インテック		
再委託	④再委託の有無 <b>※</b>	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> 1) 再委託する    2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2~5			
委託事項6~10			
委託事項11~15			
委託事項16~20			

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 1 ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない	
提供先1	地方公共団体情報システム機構	
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号通知書及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる個人情報の提供等に関する省令第23条の2	
②提供先における用途	法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同上。	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住基ネット )	
⑦時期・頻度	新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する	

## 提供先2~5

## 提供先6~10

## 提供先11~15

## 提供先16~20

移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑦時期・頻度		

## 移転先2~5

## 移転先6~10

## 移転先11~15

## 移転先16~20

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 **※**

## ①保管場所

セキュリティカードによる入退室管理を行っているサーバ室内に保管している。  
サーバのログインには、ID／パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。

## 7. 備考

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(4)証明書発行情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民をいう。)
④記録される項目	[ <input type="checkbox"/> 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<p>・識別情報  <input checked="" type="checkbox"/> [個人番号] <input type="checkbox"/> [個人番号対応符号] <input checked="" type="checkbox"/> [その他識別情報(内部番号)]</p> <p>・連絡先等情報  <input checked="" type="checkbox"/> [5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)] <input type="checkbox"/> [連絡先(電話番号等)]</p> <p>・その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報  <input type="checkbox"/> [国税関係情報] <input type="checkbox"/> [地方税関係情報] <input type="checkbox"/> [健康・医療関係情報]  <input type="checkbox"/> [医療保険関係情報] <input type="checkbox"/> [児童福祉・子育て関係情報] <input type="checkbox"/> [障害者福祉関係情報]  <input type="checkbox"/> [生活保護・社会福祉関係情報] <input type="checkbox"/> [介護・高齢者福祉関係情報]  <input type="checkbox"/> [雇用・労働関係情報] <input type="checkbox"/> [年金関係情報] <input type="checkbox"/> [学校・教育関係情報]  <input type="checkbox"/> [災害関係情報]  <input type="checkbox"/> [その他 ( ) ]</p>
その妥当性	<p>・個人番号、4情報、その他住民票関係情報          証明書を発行するために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年4月
⑥事務担当部署	生活環境文化部市民課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <span style="color: red;">※</span>		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人								
		<input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( )								
		<input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( )								
		<input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )								
		<input type="checkbox"/> 民間事業者 ( )								
		<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 自部署 )								
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ								
		<input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
		<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム								
		<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 既存住基システム )								
③使用目的 <span style="color: red;">※</span>		コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機での住民票の写し等証明書の発行のため。								
④使用の主体	使用部署	生活環境文化部市民課								
	使用者数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 30%;">[ 10人以上50人未満 ]</td> <td style="width: 30%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 10人以上50人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[ 10人以上50人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<p>・既存住基システムから証明書発行可能な該当者の特定個人情報を受領し保持する</p> <p>・コンビニに設置されているマルチコピー機からの依頼を受領し該当者の住民票データをセンターに送付する</p>								
	情報の突合	既存住基システム保有の情報(4情報等)と証明発行サーバへ連携した情報(4情報等)の突合を行う。								
⑥使用開始日		平成28年4月1日								

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> 委託する ]	<選択肢>	
		1) 委託する	2) 委託しない
	( 1 ) 件		
委託事項1	コンビニ交付システムのサービス利用		
①委託内容	証明書コンビニ交付サービスの開発・保守・運用		
②委託先における取扱者数	[ <input type="checkbox"/> 10人未満 ]	<選択肢>	
		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満
		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満
		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社インテック		
再委託	④再委託の有無 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> 再委託しない ]	<選択肢>
			1) 再委託する
			2) 再委託しない
⑤再委託の許諾方法			
⑥再委託事項			
委託事項2~5			
委託事項6~10			
委託事項11~15			
委託事項16~20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( ) 件		[ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件	
	[ <input checked="" type="radio"/> ] 行っていない			
提供先1				
①法令上の根拠				
②提供先における用途				
③提供する情報				
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲				
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム		[ <input type="checkbox"/> ] 専用線	
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール		[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ		[ <input type="checkbox"/> ] 紙	
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )			
⑦時期・頻度				
提供先2~5				
提供先6~10				
提供先11~15				
提供先16~20				
移転先1				
①法令上の根拠				
②移転先における用途				
③移転する情報				
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>			
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲				
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム		[ <input type="checkbox"/> ] 専用線	
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール		[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ		[ <input type="checkbox"/> ] 紙	
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )			
⑦時期・頻度				
移転先2~5				
移転先6~10				
移転先11~15				
移転先16~20				

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

株式会社インテック 富山データセンター内に保管している。

## 7. 備考

### III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>届出については住基法第27条の規定に基づき、本人又は代理人によるものに限定し受領する。受領の際は必ず本人若しくは代理人の本人確認、委任状の確認を実施している。</li><li>郵送による届出の場合も、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律施行規則第11条の規定に基づき厳格に実施する。</li><li>既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報を入手することはできない。</li><li>システム利用の権限は業務上必要な職員のみに与えられており、権限を付与されていない職員が情報を入手することはできない。また、メンテナンス作業や権限を付与されている者の操作ログは保管されており、情報の不正入手を防止している。</li><li>該当ファイルに対して、他のシステムで情報を入手(入力)することはできない仕組みになっている。</li><li>証明書コンビニ交付システムにて保有する住民基本台帳ファイルは、既存住基システムのみによって更新されるよう設計されている。</li><li>LGWAN 系ネットワークとマイナンバー利用事務系ネットワークの間に DMZ を設け、申請管理システムから外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界 FW や連携サーバで外部接続先との通信を制限している。さらに、マイナンバー-FWで特定の通信以外が基幹系システムと接続できないようしている。</li></ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"><li>住民異動の届出においては、住基法第21条に基づくものとし、必要とするもの以外の書類提出等、住民へ不必要的負担を負わせないようにする。</li><li>連携する事務システムにおいて、必要な情報のみにアクセスできるようになっており、操作者がそれ以外の情報にアクセスすることはできない。</li></ul>	
入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"><li>窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。</li><li>申請者が代理人である場合には、委任状に記載してある代理人であることを個人番号カードなどの身分証明書の提示により確認する。</li><li>本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。</li></ul>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>宛名システム等における措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>個人番号利用業務以外の業務又は個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。</li><li>市町村CSと統合宛名システム間の接続は行わない。</li></ul> <p>事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>所属や担当業務以外の操作ができない権限設定を行っており、操作のログを記録している。</li><li>証明書発行サーバーへのアクセスは住基システムに限定しており、またシステム間では、住民票の写し等証明書発行事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。</li></ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	

ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	二要素認証を行う。				
アクセス権限の発効・失効の管理 ・申請に基づき、個人ごとに必要最小限の権限を付与し、必要以上の情報参照ができないようにしている。 ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。					
その他の措置の内容	アクセス権限の管理 ・既存住基システムを利用する職員に異動があれば、システム管理者への申請によりユーザーIDの発行・失効が行われる。 ・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・責任者は、ユーザーIDや付与されているアクセス権限を定期的に確認し、業務上不要なユーザーIDやアクセス権限を変更又は削除する。				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<p>従業者が事務外で使用するリスクへの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> <li>担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。</li> <li>システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。</li> <li>職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。</li> </ul> <p>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。</li> <li>また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。</li> </ul> <p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。</li> <li>統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</li> <li>本人確認情報が表示された画面のハードコピーを禁止する。</li> <li>大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。</li> </ul>					

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託の禁止</li> <li>・目的外利用の禁止</li> <li>・無断複写又は複製の禁止</li> <li>・秘密の保持</li> <li>・資料等の返却・廃棄</li> </ul>				
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない			
具体的な方法					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報保護管理体制の確認をしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限をしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録を残している。</li> <li>・特定個人情報の提供ルール・消去ルールを定めている。</li> </ul>					

## 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

[ ] 提供・移転しない

リスク：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に依頼票を提出してもらうこととしており、依頼票の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供することとしている。				
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<p>不適切な方法で提供・移転が行われるリスク</p> <p>・相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p> <p>誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。</p> <p>・また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。</p> <p>誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>・相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p>					

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

## リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>団体内統合宛名(連携)システムにおける措置 ・予め権限が付与された職員のみが利用できる。番号法第19条第8号に基づく主務省令で定められた事務以外において、情報提供することはできない。</p> <p>中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
--	--	--	--

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[      十分に行っている      ]	<選択肢>		
		1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている	3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[      発生なし      ]	<選択肢>		
その内容				
再発防止策の内容				
その他の措置の内容	<p>&lt;既存基システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、データセンターサーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</li> <li>・既存基システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>物理的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</li> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。</li> <li>・日本国内でデータを保管している。</li> </ul> <p>技術的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</li> <li>・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</li> </ul> <p>&lt;証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書発行サーバーはデータセンターに設置しており、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、証明書発行サーバー・既存基システム双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</li> </ul>			
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>		
		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	--	--	-------------------------------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"><li>・住基ネット関係職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。</li><li>・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。</li></ul>

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

### III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ・本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</p> <p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により本市CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。</p>
リスクへの対策は十分か	[ <input type="radio"/> 十分である <input type="radio"/> ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 特に力を入れている <input type="radio"/> 2) 十分である 3) 課題が残されている <input type="radio"/>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 ・住民異動の届出においては、住基法第21条に基づくものとし、必要とするもの以外の書類提出等、住民へ不必要的負担を負わせないようにする。 ・連携する事務システムにおいて、必要な情報のみにアクセスできるようになっており、操作者がそれ以外の情報にアクセスすることはできない。	
入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 ・申請者が代理人である場合には、委任状に記載してある代理人であることを個人番号カードなどの身分証明書の提示により確認する。 ・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。	

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>宛名システム等における措置        -本市CSと宛名管理システム間の接続は行わない。</p> <p>事務で使用するその他のシステムにおける措置        -府内システムにおける本市CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと本市CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。</p> <p>なお、本市CSのサーバ上には住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、本市CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である        3) 課題が残されている</p>

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>[      行っている      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>生体認証による操作者認証を行う。</p>
その他の措置の内容	<p>アクセス権限の発効・失効の管理        -申請に基づき、個人ごとに必要最小限の権限を付与し、必要以上の情報参照ができないようにしている。        -退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。        -アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。</p> <p>アクセス権限の管理        -既存住基システムを利用する職員に異動があれば、システム管理者への申請によりユーザーIDの発行・失効が行われる。        -操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。        -責任者は、ユーザーIDや付与されているアクセス権限を定期的に確認し、業務上不要なユーザーIDやアクセス権限を変更又は削除する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である        3) 課題が残されている</p>

## 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### 従業者が事務外で使用するリスクへの措置

- ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。
- ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。
- ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。
- ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。

### 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置

- ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。
- ・また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。

### その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーを禁止する。
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託の禁止</li> <li>・目的外利用の禁止</li> <li>・無断複写又は複製の禁止</li> <li>・秘密の保持</li> <li>・資料等の返却・廃棄</li> </ul>				
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの擔保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない			
具体的な方法					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報保護管理体制の確認をしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限をしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録を残している。</li> <li>・特定個人情報の提供ルール・消去ルールを定めている。</li> </ul>					

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）				[ ] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク				
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢>	1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の提供・移転について、番号法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。</li> <li>・管理者が指定したIDでのみアクセス権限を与えるシステムとなっている。</li> </ul>			
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている	2) 十分である
			3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
不適切な方法で提供・移転が行われるリスク				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手方（都道府県サーバ）と本市CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</li> </ul>				
誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。</li> <li>・また、本人確認情報に変更が生じた際には、本市CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。</li> </ul>				
誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手方（都道府県サーバ）と本市CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</li> </ul>				

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	〔 〕		<p>〔選択肢〕</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	〔 〕		<p>〔選択肢〕</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
7. 特定個人情報の保管・消去					
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク					
①事故発生時手順の策定・周知	〔 十分に行っている 〕		<p>〔選択肢〕</p> <p>1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>		
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	〔 発生なし 〕		<p>〔選択肢〕</p> <p>1) 発生あり      2) 発生なし</p>		
その内容					
再発防止策の内容					

その他の措置の内容	<p>既存住基システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。</li> <li>・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスバーターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</li> <li>・既存住基システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[                   十分である                   ]                   &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                           2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

## 8. 監査

実施の有無  自己点検  内部監査  外部監査

## 9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発  [ 十分に行っている ] <選択肢>  
1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

具体的な方法

- ・住基ネット関係職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。
- ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。

## 10. その他のリスク対策

（この欄は未記入の場合は、該当する場合は「○」を記入する欄です。）

### III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置        ・本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</p> <p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置        ・平成14年6月10日総務省告示第334号（第6-7 本人確認情報の通知及び記録）等により本市CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。        ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である        3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 ・住民異動の届出においては、住基法第21条に基づくものとし、必要とするもの以外の書類提出等、住民へ不必要な負担を負わせないようにする。 ・連携する事務システムにおいて、必要な情報のみにアクセスできるようになっており、操作者がそれ以外の情報にアクセスすることはできない。	
入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 ・窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。 ・申請者が代理人である場合には、委任状に記載してある代理人であることを個人番号カードなどの身分証明書の提示により確認する。 ・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>宛名システム等における措置        ・本市CSと宛名管理システム間の接続は行わない。</p> <p>事務で使用するその他のシステムにおける措置        ・府内システムにおける本市CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと本市CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。        なお、本市CSのサーバ上には住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、本市CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じる。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である        3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	<p>アクセス権限の発効・失効の管理        ・申請に基づき、個人ごとに必要最小限の権限を付与し、必要以上の情報参照ができないようにしている。        ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。        ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。</p> <p>アクセス権限の管理        ・既存住基システムを利用する職員に異動があれば、システム管理者への申請によりユーザーIDの発行・失効が行われる。        ・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。        ・責任者は、ユーザーIDや付与されているアクセス権限を定期的に確認し、業務上不要なユーザーIDやアクセス権限を変更又は削除する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である        3) 課題が残されている</p>

#### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

##### 従業者が事務外で使用するリスクへの措置

- ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。
- ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。
- ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。
- ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。

##### 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置

- ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。
- ・また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。

##### その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーを禁止する。
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託の禁止</li> <li>・目的外利用の禁止</li> <li>・無断複写又は複製の禁止</li> <li>・秘密の保持</li> <li>・資料等の返却・廃棄</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報保護管理体制の確認をしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限をしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録を残している。</li> <li>・特定個人情報の提供ルール・消去ルールを定めている。</li> </ul>		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>・特定個人情報の提供・移転について、番号法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。            ・管理者が指定したIDでのみアクセス権限を与えるシステムとなっている。</p>	
その他の措置の内容	<p>「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ・相手方（都道府県サーバ）と本市CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。		
誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ・また、本人確認情報に変更が生じた際には、本市CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。		
誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ・相手方（都道府県サーバ）と本市CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="radio"/> ] 接続しない(入手)	[ <input type="radio"/> ] 接続しない(提供)			
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	〔 〕 <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている					
リスク2: 不正な提供が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	〔 〕 <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている					
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
7. 特定個人情報の保管・消去						
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
①事故発生時手順の策定・周知	〔 〕 <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	〔 〕 <選択肢> 1) 発生あり      2) 発生なし					
その内容						
再発防止策の内容						

その他の措置の内容	<p>既存基システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。</li> <li>・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスバーチンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</li> <li>・既存基システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

**8. 監査**

実施の有無	<input type="radio"/> 自己点検	<input type="radio"/> 内部監査	<input type="radio"/> 外部監査
-------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

**9. 従業者に対する教育・啓発**

従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢>
		1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

具体的な方法	<p>・住基ネット関係職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。</p>
--------	---

**10. その他のリスク対策**

--

### III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(4)証明書発行情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>対対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ・証明発行情報ファイルは、既存住基システムのみによって更新されるよう設計されているため、対象者以外の情報を入手することは無く、住民から直接情報を入手することも無い。また、職員が証明発行用ファイルを更新することはシステムの構成上不可能となっている。</p> <p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ・証明発行情報ファイルは、既存住基システムのみによって更新されるよう設計されており、システム上、証明発行に必要な情報のみの入手となるよう設計されているため、必要な情報以外を入手することは無い。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	証明書発行サーバーへのアクセスは既存住基システムに限定しており、システム間では、住民票の写し等証明書発行事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	監視端末を利用する職員毎にユーザIDを割り当て、IDとパスワードによる認証を行う。
その他の措置の内容	<p>監視端末のアクセス権限の発効・失効の管理 ・個人ごとに必要最小限の権限を付与し、必要以上の情報参照ができないようにしている。 ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。</p> <p>監視端末のアクセス権限の管理 ・職員に異動があれば、ユーザIDの発行・失効が行われる。 ・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・責任者は、ユーザIDや付与されているアクセス権限を定期的に確認し、業務上不要なユーザIDやアクセス権限を変更又は削除する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用における他のリスク及びそのリスクに対する措置

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託の禁止</li> <li>・目的外利用の禁止</li> <li>・無断複写又は複製の禁止</li> <li>・秘密の保持</li> <li>・資料等の返却・廃棄</li> </ul>				
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない			
具体的な方法					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない

リスク：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢>	1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法				
その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	〔 〕		<p>〔選択肢〕</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	〔 〕		<p>〔選択肢〕</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
7. 特定個人情報の保管・消去					
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク					
①事故発生時手順の策定・周知	〔 十分に行っている 〕		<p>〔選択肢〕</p> <p>1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>		
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	〔 発生なし 〕		<p>〔選択肢〕</p> <p>1) 発生あり      2) 発生なし</p>		
その内容					
再発防止策の内容					

その他の措置の内容	<p>証明書発行情報サーバ            ・データセンター内はセキュリティゲートによる入退館管理の実施、多段階のセキュリティ区画の設定、サーバ室入退室部に前室を設置している。</p> <p>監視端末            ・個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[       十分である      ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている      2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

## 8. 監査

実施の有無  自己点検  内部監査  外部監査

## 9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発  十分に行っている <選択肢>  
1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

具体的な方法

・関係職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。

## 10. その他のリスク対策

（この欄は未記入の場合は、該当する項目を記入する欄となります。）

## IV 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 高岡市 総務部 総務課 0766-20-1242
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	

### 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 高岡市 未来政策部 情報政策課 0766-20-1239
②対応方法	

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月29日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### (1) 住民基本台帳ファイル

1. 宛名番号 2. 世帯番号 3. 氏名情報(カナ氏名、漢字氏名、英字氏名) 4. 外国人通称情報(カナ通称、通称名) 5. カナ表記区分  
6. 生年月日 7. 性別 8. 続柄 9. 住民となった年月日 10. 住民となった届出日 11. 住民区分 12. 世帯主氏名情報(カナ世帯主名、漢字世帯主名、英字世帯主名) 13. 世帯主住民区分 14. 現住所情報(現住所、方書、郵便番号、町名コード、番地、枝番、小枝番、枝番3) 15. 住所を定めた年月日 16. 住所を定めた届出日 17. 住所を定めた異動事由 18. 行政区 19. 選挙区 20. 小学校区 21. 中学校区 22. 前住所情報(都道府県コード、市区町村コード、前住所、前住所方書、前住所郵便番号) 23. 先住所情報(都道府県コード、市区町村コード、前住所、前住所方書、前住所郵便番号) 24. 先住所異動日 25. 先住所届出日 26. 先住所異動事由 27. 先住所世帯主氏名情報(漢字先世帯主名、英字先世帯主名) 28. 本籍地情報(都道府県コード、市区町村コード、本籍、町名コード、番地、枝番、小枝番、枝番3) 29. 筆頭者名 30. 備考 31. 処理停止情報(停止日、状態、理由、メッセージ、期限、端末名、職員番号) 32. 消除日 33. 消除届出日 34. 消除事由 35. 国籍・地域 36. 外国人住民となった年月日 37. 外国人住民となった届出日 38. 在留情報(在留資格、在留期間、在留期間等満了日、在留カード等の番号) 39. 改製日 40. 住民票コード 41. 個人番号 42. 出力順位 43. 異動受付情報 44. 排他情報 45. 更新日時 46. 国保資格情報 47. 国民年金資格情報 48. 児童手当資格情報 49. 介護資格情報 50. 後期高齢資格情報 52. 旧氏 漢字 53. 旧氏 ふりがな

### (2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 清音化かな氏名 6. 生年月日 7. 性別 8. 市町村コード 9. 大字・字コード 10. 郵便番号 11. 住所 12. 外字数(住所) 13. 個人番号 14. 住民となった日 15. 住所を定めた日 16. 届出の年月日 17. 市町村コード(転入前) 18. 転入前住所 19. 外字数(転入前住所) 20. 続柄 21. 異動事由 22. 異動年月日 23. 異動事由詳細 24. 旧住民票コード 25. 住民票コード使用年月日 26. 依頼管理番号 27. 操作者ID 28. 操作端末ID 29. 更新順番号 30. 異常時更新順番号 31. 更新禁止フラグ 32. 予定者フラグ 33. 排他フラグ 34. 外字フラグ 35. レコード状況フラグ 36. タイムスタンプ 37. 旧氏 漢字 38. 旧氏 外字数 39. 旧氏 ふりがな 40. 旧氏 外字変更連番

### (3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号 2. 送付先郵便番号 3. 送付先住所 漢字項目長 4. 送付先住所 漢字 外字数 6. 送付先氏名 漢字項目長 7. 送付先氏名 漢字 8. 送付先氏名 漢字 外字数 9. 市町村コード 10. 市町村名 項目長 11. 市町村名 12. 市町村郵便番号 13. 市町村住所 項目長 14. 市町村住所 15. 市町村住所 外字数 16. 市町村電話番号 17. 交付場所名 項目長 18. 交付場所名 19. 交付場所名 外字数 20. 交付場所郵便番号 21. 交付場所住所 項目長 22. 交付場所住所 23. 交付場所住所 外字数 24. 交付場所電話番号 25. カード送付場所名 項目長 26. カード送付場所名 27. カード送付場所名 外字数 28. カード送付場所郵便番号 29. カード送付場所住所 項目長 30. カード送付場所住所 31. カード送付場所住所 外字数 32. カード送付場所電話番号 33. 対象となる人数 34. 処理年月日 35. 操作者ID 36. 操作端末ID 37. 印刷区分 38. 住民票コード 39. 氏名漢字項目長 40. 氏名 漢字 41. 氏名 漢字 外字数 42. 氏名 かな項目長 43. 氏名 かな 44. 郵便番号 45. 住所 項目長 46. 住所 47. 住所 外字数 48. 生年月日 49. 性別 50. 個人番号 51. 第30条の45に規定する区分 52. 在留期間の満了の日 53. 代替文字変換結果 54. 代替文字氏名 項目長 55. 代替文字氏名 56. 代替文字住所 項目長 57. 代替文字住所 58. 代替文字氏名位置情報 59. 代替文字住所位置情報 60. 外字フラグ 61. 外字パターン 62. 旧氏 漢字 63. 旧氏 外字数 64. 旧氏 ふりがな 65. 旧氏 外字変更連番 66. ローマ字 氏名 67. ローマ字 旧氏

### (4) コンビニ交付証明書発行情報ファイル

1. 宛名番号 2. 世帯番号 3. 除票フラグ 4. 改製日 5. 住民種別 6. 住民票記載順 7. 発行禁止情報 8. 氏名情報(カナ氏名、漢字氏名) 9. 生年月日 10. 性別 11. 続柄 12. 本籍地情報(本籍) 13. 筆頭者名 14. 現住所情報(現住所、方書、郵便番号) 15. 住所を定めた年月日 16. 住所を定めた届出日 17. 世帯主氏名(漢字世帯主名) 18. 住民となった項目 19. 前住所情報(前住所、前住所方書) 20. 転出予定情報(異動日) 21. 住民票コード 22. 外国人氏名情報(カナ氏名、漢字氏名、英字氏名) 23. 外国人通称情報(カナ通称名、通称名) 24. カタカナ表記 25. 外国人世帯主氏名情報(漢字氏名、英字氏名) 26. 国籍等 27. 第30条の45に規定する区分(中長期在留者等) 28. 第30条の45に規定する区分コード 29. 在留資格 30. 在留期間等 31. 在留期間等の満了の日 32. 在留カード等の番号 33. 個人番号 34. 利用者証明用電子証明書シリアル番号 35. 旧氏 漢字 36. 旧氏 ふりがな

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	記載なし	12. 証明書コンビニ交付システムとの連携 住民票等の各種証明書に記載する情報を、データセンターに設置する証明書コンビニ交付システムと連携する。	事前	
平成27年7月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	その他(戸籍システム、法務省連携システム)	その他(戸籍システム、法務省連携システム、証明書コンビニ交付システム)	事前	
平成27年7月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7	記載なし	システム7に証明書コンビニ交付システムを追加	事前	
平成27年7月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	生活環境部 市民課 白銀 嘉明	市民生活部 市民課 窪田 光彦	事前	
平成27年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	生活環境部 市民課	市民生活部 市民課	事前	
平成27年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	使用部署 生活環境部 市民課、福岡総合行政センター、伏木支所、戸出支所、中田支所	使用部署 市民生活部 市民課、福岡総合行政センター、伏木支所、戸出支所、中田支所	事前	
平成27年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	1件	2件	事前	
平成27年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	記載なし	証明書コンビニ交付システムのサービス利用を追加	事前	
平成27年7月1日	(別紙2)番号法第9条第1項別表第一に定める事務	福祉保健部 児童育成課 建設部 高岡建設管理センター	福祉保健部 子ども・子育て課 都市創造部 建築住宅課	事前	

平成27年7月1日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク:目的外の入手が行われるリスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出については住基法第27条の規定に基づき、本人又は代理人によるものに限定し受領する。受領の際は必ず本人若しくは代理人の本人確認、委任状の確認を実施している。</li> <li>郵送による届出の場合も、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律施行規則第11条の規定に基づき厳格に実施する。</li> </ul> <p>既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報を入手することはできない。</p> <p>システム利用の権限は業務上必要な職員のみに与えられており、権限を付与されていない職員が情報を入手することはできない。また、メーテナンス作業や権限を付与されている者の操作ログは保管されており、情報の不正入手を防止している。</p> <p>該当ファイルに対して、他のシステムで情報を入手(入力)することはできない仕組みになっている。</p>	<p>左記に加え、下記証明書コンビニ交付システムの措置を追加</p> <p>・証明書コンビニ交付システムにて保有する住民基本台帳ファイルは、既存住基システムのみにによって更新されるよう設計されている。</p>	事前	
平成27年7月1日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク:目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクに対する措置の内容	事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 ・所属や担当業務以外の操作ができない権限設定を行っており、操作のログを記録している。	<p>左記に加え、下記証明書コンビニ交付システムの措置を追加</p> <p>・証明書発行サーバーへのアクセスは住基システムに限定しており、またシステム間では、住民票の写し等証明書発行事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。</p>	事前	
平成27年7月1日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク:特定個人情報の漏えい、滅失・毀損リスク その他の措置の内容	既存住基システム ・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスバーンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・既存住基システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ、操作ログ)を記録する。  中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バージョンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	<p>左記に加え、下記証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置を追加</p> <p>証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置 ・証明書発行サーバーはデータセンターに設置しており、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、証明書発行サーバー・既存住基システム双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスバーンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</p>	事前	
平成29年4月1日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	記載なし	(4)証明書発行情報ファイルを追加	事後	見直しによる

平成29年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	窪田 光彦	山本 美由紀	事後	平成29年4月1日付人事異動による
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要	記載なし	(4)証明書発行情報ファイルを追加	事後	見直しによる
平成29年4月1日	III リスク対策 1. 特定個人情報ファイル (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。	二要素認証を行う。	事後	見直しによる
平成29年4月1日	III リスク対策	記載なし	(4)証明書発行情報ファイルを追加	事後	見直しによる
平成29年4月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 経営企画部 情報政策課 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 情報政策課 0766-20-1239	事後	平成29年4月1日付組織改編による
平成30年5月21日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	山本 美由紀	市民課長	事後	平成30年5月21日付特定個人情報評価に関する規則の一部改正による
平成30年5月21日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 情報政策課 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 広報情報課 0766-20-1239	事後	平成30年4月1日付組織改編による
平成30年5月21日	(別紙2)番号法第9条第1項別表第一に定める事務	福祉保健部 子ども・子育て課 都市創造部 建築住宅課	福祉保健部 子ども・子育て課 都市創造部 建築政策課	事後	平成30年4月1日付組織改編による
平成31年4月30日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年7月1日	平成30年4月30日	事後	見直しによる
令和1年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	(住民基本情報ファイル)平成27年7月頃 (本人確認情報ファイル)平成27年7月予定 (送付先情報ファイル)平成27年10月予定	(住民基本情報ファイル)平成27年7月 (本人確認情報ファイル)平成27年7月 (送付先情報ファイル)平成27年10月	事後	見直しによる
令和1年5月10日	III リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル 8. 監査 実施の有無	( )内部監査	(○)内部監査	事後	見直しによる
令和1年5月10日	III リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル (4)証明書発行情報ファイル 8. 監査 実施の有無	(○)外部監査	( )外部監査	事後	見直しによる
令和2年6月1日	I-2システム2 ②システムの機能	4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せ本人確認情報の検索を行い	4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い	事後	現行の仕様に合わせた変更
令和2年6月1日	I-4法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第22条(転入届)	事後	番号整備法施行及び見直しによる
令和2年6月1日	II (2)本人確認情報ファイル 3. ⑤使用方法	・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	現行の仕様に合わせた変更

令和2年6月1日	II(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 住民基本台帳ファイル	<p>【住民基本台帳ファイル】①個人情報ファイル1.行政区分2.世帯番号3.個人番号4.除票フラグ5.住民区分6.漢字氏名7.カナ氏名8.生年月日9.性別10.続柄等全46項目</p> <p>(1)住民基本台帳ファイル 1.宛名番号 2.世帯番号 3.氏名情報(カナ氏名、漢字氏名、英字氏名) 4.外国人通称情報(カナ通称、通称名) 5.カナ表記区分 6.生年月日 7.性別 8.続柄 9.住民となった年月日 10.住民となった届出日 11.住民区分 12.世帯主氏名情報(カナ世帯主名、漢字世帯主名、英字世帯主名) 13.世帯主住民区分 14.現住所情報(現住所、方書、郵便番号、町名コード、番地、枝番、小枝番、枝番3) 15.住所を定めた年月日 16.住所を定めた届出日 17.住所を定めた異動事由 18.行政区 19.選挙区 20.小学校区 21.中学校区 22.前住所情報(都道府県コード、市区町村コード、前住所、前住所方書、前住所郵便番号) 23.先住所情報(都道府県コード、市区町村コード、前住所、前住所方書、前住所郵便番号) 24.先住所異動日 25.先住所届出日 26.先住所異動事由 27.先住所世帯主氏名情報(漢字世帯主名、英字世帯主名) 28.本籍地情報(都道府県コード、市区町村コード、町名コード、番地、枝番、小枝番、枝番3) 29.筆頭者名 30.備考 31.処理停止情報(停止日、状態、理由、メッセージ、期限、端末名、職員番号) 32.消除日 33.消除届出日 34.消除事由 35.国籍・地域 36.外国人住民となった年月日 37.外国人住民となった届出日 38.在留情報(在留資格、在留期間、在留期間等満了日、在留カード等の番号) 39.改製日 40.住民票コード 41.個人番号 42.出力順位 43.異動受付情報 44.排他情報 45.更新日時 46.国保資格情報 47.国民年金資格情報 48.児童手当資格情報 49.介護資格情報 50.後期高齢資格情報</p>	事後	見直しによるもの
令和2年6月1日	II(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 本人確認情報ファイル	<p>【本人確認情報ファイル】1.キー【処理年月日】【更新順番号】【枝番】2.状態区分3.住記異動情報【異動事由】【異動日】【届出日】【異動番号】4.電子ヘッダ【制御ヘッダ】【電子開始文字】【送信コネクションハッシュ番号】【愛信コネクションハッシュ番号】5.【電子文書別子】【通信形態】【電子チーン】6.【ユニット長】【現ユニット番号】【総ユニット数】7.【予備】【業務ヘッダ】【総電子長】【予備】【電子】D】【電子弁済時刻】【送信先装置ID】【予備】【電子元装置ID】【超点装置ID】【年月日】【連番】【送信元装置ID】【超点装置ID】【年月日】【連番】【電子入データス】【予備】5.電子個別情報【処理年月日】【更新順番号】【操作者ID】【端末ID】【住民票コード】【氏名】【氏名(ふりがな)】【生年月日】【性別】【市町村コード】【大字・字コード】【郵便番号】【漢字住所】【異動事由】【異動年月日】【異動事由詳細】【旧住民票コード】【共通個人番号】【旧共通個人番号】6.電子フツ【電子フツ】</p> <p>(2)本人確認情報ファイル 1.住民票コード 2.漢字氏名 3.外字数(氏名) 4.ふりがな氏名 5.清音化かな氏名 6.生年月日 7.性別 8.市町村コード 9.大字・字コード 10.郵便番号 11.住所 12.外字数(住所) 13.個人番号 14.住民となった日 15.住所を定めた日 16.届出の年月日 17.市町村コード(転入前) 18.転入前住所 19.外字数(転入前住所) 20.続柄 21.異動事由 22.異動年月日 23.異動事由詳細 24.旧住民票コード 25.住民票コード(使用年月日) 26.依頼管理番号 27.操作者ID 28.操作端末ID 29.更新順番号 30.異常時更新順番号 31.更新禁止フラグ 32.予定者フラグ 33.排他フラグ 34.外字フラグ 35.レコード状況フラグ 36.タイムスタンプ 37.旧氏 漢字 38.旧氏 外字数 39.旧氏 ふりがな 40.旧氏 外字変更連番</p>	事後	法改正に伴う変更及び見直しによるもの



令和2年6月1日	I-2システム3 ③他のシステムとの接続	[ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 税務システム [ ] その他( )	[○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム [○] その他( 団体内統合宛名システム )	事前	システム変更によるもの
令和2年6月1日	I-2システム4 ③他のシステムとの接続	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム	[○] 宛名システム等 [○] 税務システム	事前	システム変更によるもの
令和2年6月1日	I-2システム5 ③他のシステムとの接続	[ ] その他( )	[○] その他( 中間サーバー、統合宛名連携システム )	事前	システム変更によるもの
令和2年6月1日	I-2システム7 ③他のシステムとの接続	[○] その他( 証明書交付センター )	[○] その他( 証明書交付センター、印鑑システム )	事前	システム変更によるもの
令和2年6月1日	II(1)住民基本台帳ファイル 2④主な記録項目	[ ] 学校・教育関係情報 [ ] その他( )	[○] 学校・教育関係情報 [○] その他( 選挙関係情報 )	事前	システム変更によるもの
令和3年9月1日	I-5 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月1日	II(3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	<p>・番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。</p> <p>・また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することされている。</p> <p>・本市は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。</p>	<p>・番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。</p> <p>・また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することされている。</p> <p>・機構は、法令に基づき、これらの事務を実施する。</p>	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月1日	II(3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	<p>個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ・個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。</p> <p>その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) ・機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</p>	<p>個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ・個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。</p> <p>その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) ・機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行なうために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</p>	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月1日	II(3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	法令に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行なう機構に対し、個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書の送付先情報を提供するため。	法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行なう機構に対し、個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法改正に伴う変更

令和3年9月1日	II (1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民生活部 市民課、福岡総合行政センター、伏木支所、戸出支所、中田支所	市民生活部 市民課、伏木支所、戸出支所、中田支所、福岡支所	事後	組織改編による
令和3年9月1日	II (3)送付先情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体個人番号カード管理システム(機構))。	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月1日	II (1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第7号別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1参照)	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月1日	II (1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月1日	II (1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二の第2欄に掲げる事務	番号法第19条第8号別表第二の第2欄に掲げる事務	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月1日	II (1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ③提供する情報	番号法第19条第7号別表第二で規定する住民票関係情報	番号法第19条第8号別表第二で規定する住民票関係情報	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月1日	II (3)送付先情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号通知書及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる個人情報の提供等に関する省令第35条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号通知書及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる個人情報の提供等に関する省令第23条の2	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月1日	II (3)送付先情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	市町村からの法令に基づき委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月1日	III (1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル 9.従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・住基ネット関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。	・住基ネット関係職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月1日	III (4)証明書発行情報ファイル 9.従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。	・関係職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月1日	IV-2 特定個人情報ファイルの取扱い に関する問合せ ①連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 広報情報課 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 情報政策課 0766-20-1239	事後	組織改編による

令和4年12月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活部 市民課	生活環境文化部 市民課	事後	組織改編による
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民生活部 市民課	生活環境文化部 市民課	事後	組織改編による
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 4. 使用の主体 使用部署	市民生活部 市民課、伏木支所、戸出支所、中田支所、福岡支所	生活環境文化部 市民課、伏木支所、戸出支所、中田支所、福岡支所	事後	組織改編による
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)証明書発行情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 4. 使用の主体 使用部署	市民生活部 市民課	生活環境文化部 市民課	事後	組織改編による
令和4年12月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1242	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 高岡市 総務部 総務課 0766-20-1242	事後	組織改編による
令和4年12月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 情報政策課 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 高岡市 未来政策部 情報政策課 0766-20-1239	事後	組織改編による
令和4年12月1日	I 基本情報 2. システム2 ②システムの機能	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) :転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行つ。	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) :個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定されている場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)。	事前	法改正(ぴったりサービス利用開始)に伴う変更
令和4年12月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	略	「①サービス検索・電子申請機能での転出届の受領を行う」を追記	事前	法改正(ぴったりサービス利用開始)に伴う変更
令和4年12月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	【O】その他(戸籍システム、法務省連携システム、証明書コンビニ交付システム、中間サーバー)	【O】その他(戸籍システム、法務省連携システム、証明書コンビニ交付システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能)	事前	法改正(ぴったりサービス利用開始)に伴う変更
令和4年12月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8	なし	サービス検索・電子申請機能を追加	事前	法改正(ぴったりサービス利用開始)に伴う変更
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	【O】その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	【O】その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)	事前	法改正(ぴったりサービス利用開始)に伴う変更

令和4年12月1日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年9月1日	令和4年12月1日	事後	見直しによるもの
令和5年3月20日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	⑪サービス検索・電子申請機能での転出届の受領を行う	※申請・届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能により受領する。	事後	ぴったりサービスにおける申請管理システム導入に伴う変更
令和5年3月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1	[O]その他(戸籍システム、法務省連携システム、証明書コンビニ交付システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能)	[O]その他(戸籍システム、出入国在留管理庁連携システム、証明書コンビニ交付システム、中間サーバー、申請管理システム)	事後	ぴったりサービスにおける申請管理システム導入に伴う変更
令和5年3月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8	[O]既存住民基本台帳システム [ ]その他( )	[ ]既存住民基本台帳システム [O]その他(申請管理システム)	事後	ぴったりサービスにおける申請管理システム導入に伴う変更
令和5年3月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9	なし	申請管理システムを追加	事後	ぴったりサービスにおける申請管理システム導入に伴う変更
令和5年3月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[O]評価実施機関内の他部署(子ども・子育て課) [O]行政機関・独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構、法務省)	[ ]評価実施機関内の他部署( ) [O]行政機関・独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構、出入国在留管理庁)	事後	見直しによる
令和5年3月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 情報の突合	略	以下を追加 ・サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データについては、既存住基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報をもとに突合を行う。	事後	ぴったりサービスにおける申請管理システム導入に伴う変更
令和5年3月20日	IIIリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く) リスクに対する措置の内容	略	以下を追加 ・LGWAN系ネットワークとマイナンバー利用事業系ネットワークの間にDMZを設け、申請管理システムから外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界FWや連携サーバで外部接続先との通信を制限している。さらに、マイナンバーFWで特定の通信以外が基幹系システムと接続できないようにしている。	事後	ぴったりサービスにおける申請管理システム導入に伴う変更
令和6年5月27日	I-5 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)  (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	・番号法第19条第8項(特定個人情報の提供の制限)  :行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (情報提供の根拠) 同命令第2条の表の第三欄(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による

令和6年5月27日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の第1欄に掲げる者（別紙1参照）	・番号法第19条第8項（特定個人情報の提供の制限） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第1欄に掲げる者（別紙1参照）	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和6年5月27日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二	・番号法第19条第8項（特定個人情報の提供の制限） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和6年5月27日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第二の第2欄に掲げる事務	・番号法第19条第8項（特定個人情報の提供の制限） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第2欄に掲げる事務	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和6年5月27日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	番号法第19条第8号別表第二で規定する住民票関係情報	・番号法第19条第8項（特定個人情報の提供の制限） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に規定する住民票関係情報	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和6年5月27日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1	番号法第9条第1項別表第一の第1欄に掲げる者（別紙2参照）	番号法第9条第1項及び同法別表の第1欄に掲げる者（別紙2参照）	事後	番号法の改正による
令和6年5月27日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1号別表第一	番号法第9条第1号及び同法別表	事後	番号法の改正による
令和6年5月27日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	番号法第9条第1号別表第一の第2欄に掲げる事務	番号法第9条第1号及び同法別表の第2欄に掲げる事務	事後	番号法の改正による
令和6年5月27日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク	・予め権限が付与された職員のみが利用できる。 番号法の別表第二で定められた事務以外において、情報提供することはできない。	・予め権限が付与された職員のみが利用できる。 番号法第19条第8号に基づく主務省令で定められた事務以外において、情報提供することはできない。	事後	番号法の改正による
令和6年5月27日	Ⅴ評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年12月1日	2024/5/27	事後	見直しによるもの
令和7年1月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1	[ ]府内連携システム [○]その他（戸籍システム、法務省連携システム、証明書コンビニ交付システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能）	[○]府内連携システム [○]その他（戸籍システム、出入国在留管理庁連携システム、証明書コンビニ交付システム、申請管理システム）	事後	見直しによるもの

令和7年1月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3	[○]税務システム [○]その他(統合宛名連携システム)	[ ]税務システム [ ]その他( )	事後	見直しによるもの
令和7年1月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	[○]宛名システム等 [○]税務システム	[ ]宛名システム等 [ ]税務システム	事後	見直しによるもの
令和7年1月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	[ ]府内連携システム [ ]宛名システム等 [○]その他(中間サーバー、統合宛名連携システム)	[○]府内連携システム [○]宛名システム等 [ ]その他( )	事後	見直しによるもの
令和7年1月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目	10項目以上50項目未満	50項目以上100項目未満	事後	記載誤りを訂正したもの
令和7年1月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	住民記録システム等保守業務委託	自治体クラウド(住民記録システム含)のサービス利用	事後	記載誤りを訂正したもの
令和7年1月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目	10項目未満	10項目以上50項目未満	事後	記載誤りを訂正したもの
令和7年1月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目	10項目未満	50項目以上100項目未満	事後	記載誤りを訂正したもの
令和7年1月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)証明書発行情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目	10項目未満	10項目以上50項目未満	事後	記載誤りを訂正したもの
令和7年1月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	略	伏木支所、戸出支所、中田支所、福岡支所を追加	事後	記載誤りを訂正したもの
令和7年1月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用者数	10人以上50人未満	50人以上100人未満	事後	見直しによるもの
令和7年1月29日	II(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 住民基本台帳ファイル	略	52. 旧氏 漢字 53. 旧氏 フリガナを追加	事後	見直しによるもの
令和7年1月29日	II(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 証明書発行情報ファイル	略	35. 旧氏 漢字 36. 旧氏 フリガナを追加	事後	見直しによるもの

令和7年1月29日	Ⅲ リスク対策 (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	略	中間サーバプラットフォームにおける措置を削除	事後	見直しによるもの
令和7年7月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去	①保管場所 株式会社インテック富山データセンターで保管している。厳格な入退室管理を行っているほか、サーバーで作業を行う際は、作業申請にて許可された者以外は操作できない。	<既存住基システムにおける措置> ①保管場所 株式会社インテック富山データセンターで保管している。厳格な入退室管理を行っているほか、サーバーで作業を行う際は、作業申請にて許可された者以外は操作できない。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ・管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム第三次システムへの更改によるもの
令和7年7月30日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークとの接続 に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	なし	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン接続を抑止する仕組みになっている。 ・情報漏洩においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、適度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についていはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム第三次システムへの更改によるもの

令和7年7月30日	<b>Ⅲリスク対策</b> 7. 特定個人情報の保管・消去リスク：特定個人情報の漏えい、滅失・毀損リスク その他の措置の内容	<p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理・有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他ナンバートとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行ふとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルマシンの更新を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切離された閉域ネットワーク環境に構築する。</li> <li>・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> <li>・中間サーバーと団体についてVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離することとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</li> </ul>	<p>物理的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</li> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。</li> <li>・日本国内でデータを保管している。</li> </ul> <p>技術的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行ふとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルマシンの更新を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切離された閉域ネットワーク環境に構築する。</li> <li>・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> <li>・中間サーバーと団体についてVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離することとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</li> </ul>	事前	<p>自治体中間サーバー・プラットフォーム第三次システムへの更改によるもの</p>
令和7年7月30日	<b>Ⅲリスク対策</b> 10. その他のリスク対策	なし	<p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</li> </ul>	事前	<p>自治体中間サーバー・プラットフォーム第三次システムへの更改によるもの</p>